算式Ⅲの符号
A　測定単位の数値
B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額
C_{13} ＝ 0.0318
C_{14} ＝ 0.0212
C_{15} ＝ 0.0211
C_{16} ＝ 0.0184
C_{17} ＝ 0.0248
C_{18} ＝ 0.0237
C_{19} ＝ 0.0237
C_{20} ＝ 0.02386
C_{21} ＝ 0.02298
C_{22} ＝ 0.02254
C_{23} ＝ 0.02215
C_{24} ＝ 0.02220
C_{25} ＝ 0.02242
C_{26} ＝ 0.02271
C_{27} ＝ 0.0202
C_{28} ＝ 0.0207
C_{29} ＝ 0.0209
C_{30} ＝ 0.02054

算式Ⅲの符号
A　測定単位の数値
B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額
E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0211
E_{16} ＝ 0.0243
E_{17} ＝ 0.0249
E_{18} ＝ 0.0237
E_{19} ＝ 0.0237
E_{20} ＝ 0.02387
E_{21} ＝ 0.02299
E_{22} ＝ 0.02255
E_{23} ＝ 0.02217
E_{24} ＝ 0.02225
E_{25} ＝ 0.02249
E_{26} ＝ 0.0220
E_{27} ＝ 0.0202
E_{28} ＝ 0.0207
E_{29} ＝ 0.0209
E_{30} ＝ 0.02057